

提案書類記載要領及び様式集

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
記様-1	2	1	3	(3)	1		操作電源系統図がどのような内容を記載すれば良いのかわかりませんので参考図等あれば提示いただけますでしょうか。 また、この操作電源系統図を制御電源系統図に含めて提出させていただくことは可能でしょうか。	操作電源は遮断器の操作電源等、制御電源はコントローラ、保護装置の電源および故障表示電源等を指します。操作電源系統図と制御電源系統図は別々に提出してください。
記様-2	2	1	3	1	1-9		非常時の定義について、公募要項等に関する質問・意見(第1回)の回答NO記様-3では、「汚泥処理センターの停電時を指します」と示されています。一方、実施方針に関する質問と回答の回答NO61においては、商用電源停電時の消化ガス消費および温水供給は必要ない旨の回答が示されています。非常時(商用電源停電時)の始動は必要となるのでしょうか。	非常時の始動は必要となります。この場合以下の条件を参考にして提案してください。 商用電源停電時に発電機の保護のため一時的に電力および温水供給が停止することはやむを得ないと考えます。ただし、停電が長時間におよぶ場合には、速やかに発電機を自立で起動させ、運転可能な発電機を全台運転してください。またこれに必要な負荷分担装置を設置してください。(自立で起動とは、外部からの電源がない状態でも、圧縮空気、直流電源等で発電機が起動できること。)
記様-3	6	2	2	(1)			「なお50号機取合工事関連で新規発電設備の更新建設工事費として真に割り振れない費用がある場合…合理的な根拠を明示すること」とございますが、この場合、どこまで根拠をご提示すればよいかご教示願います。	記載要領にあるとおり、判断に迷う場合を含めて極力、新規発電設備に割り振ることとして下さい。資料としては上記のように新規発電設備に割り振れずかつ50号機固有の工事と考えられる理由を簡潔に説明できる資料を提示して下さい。
記様-4	6	2	2	(2)			「なお50号機取合工事関連で新規発電設備の更新建設工事費として真に割り振れない費用がある場合…合理的な根拠を明示すること」とございますが、この場合、どこまで根拠をご提示すればよいかご教示願います。	記載要領にあるとおり、判断に迷う場合を含めて極力、新規発電設備に割り振ることとして下さい。資料としては上記のように新規発電設備に割り振れずかつ50号機固有の工事と考えられる理由を簡潔に説明できる資料を提示して下さい。
記様-5	6	2	2	(3)			「なお50号機取合工事関連で新規発電設備の更新建設工事費として真に割り振れない費用がある場合…合理的な根拠を明示すること」とございますが、この場合、どこまで根拠をご提示すればよいかご教示願います。	記載要領にあるとおり、判断に迷う場合を含めて極力、新規発電設備に割り振ることとして下さい。資料としては上記のように新規発電設備に割り振れずかつ50号機固有の工事と考えられる理由を簡潔に説明できる資料を提示して下さい。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
記様-6			様式5-1-1				主要機器仕様表は新設施設の単機性能を記載するとの解釈でよろしいですか。	ご質問のとおりです。
記様-7			様式5-2				ガス発電実績の記入対象には、ガスタービン実績等も含めてよいでしょうか。	必要と思われる実績は、記入していただいて結構です。
記様-8			様式5-4-3				温水の供給不足対策の具体例として、別置ボイラ設備により温水を供給とありますが、別置ボイラを設置する提案は可能ですか。もし可能な場合、消化ガス以外を燃料とすることは可能ですか。	可能ですが、工事費、燃料費は事業者の負担となります。
記様-9			様式7-1	4-1			<p>建設工事費積算表の「A建設費等」の中の「1設計費」が設計費として国庫補助対象となり、その他の項目（2～7）全てが建設費として国庫補助単位となることをご確認ください。</p> <p>なお、80号機の項目が基本料金対象更新建設費（ウ）にのみ用意されていますが、国庫補助対象とはならないという理解で宜しいでしょうか。その場合にでも「建設更新工事費（ア）」に含めなければ、電力・温水料金等に反映できませんので、提案の際に項目を追加させて戴いて宜しいでしょうか。</p> <p>因みに、このシートの「B事務所経費等（項目7～9計）」は「・・・（8～10計）」と理解しますので、そのように訂正して提案させて戴きます。</p>	<p>国庫補助対象については、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課監修「下水道事業の手引」を参考にご判断下さい。</p> <p>なお、列の追加については各応募者の提案発電機数に従って「建設更新工事費（ア）」「補助金額（イ）」「基本料金対象建設工事費（ウ）」に適宜列を追加し、記入して下さい。</p> <p>また、「B事務所経費等（項目7～9計）」については、ご質問のとおりとさせていただきます。</p>
記様-10			様式7-2				更新対象外既設発電設備について耐用年数（平成29年3月31日）以降も使用する場合、様式7-2において平成29年度以降当該費用の算入ができなくなっています、この場合の当該費用の算入の扱いと支払方法はどのようになるのでしょうか。	可能とします。
記様-11			様式7-3	4-3			固定費用計算書に80号機の欄がございませんが、様式4-1で80号機に計上した費用の支払いはどの様に行われるのでしょうか。	註書きにあるとおり、各応募者が提案する本体機数欄が不足するときは、適宜列を追加して下さい。

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
記様-12			様式7-7	4-7			<p>収支計画表の収入に横浜市殿から支払われる「更新建設工事対価」の項目が抜けています。また、必然的にそのコストを支出として計上する必要があります。</p>	<p>必要と思われる項目は、適宜追加記入して下さい。</p>
記様-13			様式7-7	4-7			<p>収支計画表の支出として、「基本料金対象更新建設費原価」というものがありますが、第一回の各種質問の中で問題提起させて戴いております如く、更新建設工事費は100%建設期間にお支払い戴きますのでそのコストも同時に支出計上しておりますので、設備移転後に計上すべきコストが発生しません。即ち、基本料金対象更新建設費相当分は全て利益ということになり、相当の法人所得税が課せられることとなります。建設負担金を何らかの資産として計上するという想定でしたら、それは「原価」ではなく、「減価償却」という表現にすべきと考えます。</p>	<p>建設負担金は「公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」として繰延資産として計上し、基本料金の考え方に従い20年間または事業期間終了時までのいずれ近い期間にわたって均等に償却費を計上していただく想定です。なお、取合工事後50号機の基本料金にもやむを得ず建設負担金償却費を割り振る場合には、平成29年3月までとして下さい。 上記に従って適宜、適切な科目で計上して下さい。</p>
記様-14			様式7-7	4-7			<p>収支計画表の資金需要で、「設備投資」という項目がございますが、BTOであり、設備投資に該当するものはあっても、SPCの所有する小額のもの（パソコン等）ですが、そういう認識で誤りはありませんでしょうか。 それとも、建設負担金を設備投資というご認識でしょうか。もしそうであれば、建設負担金という別項目にすべきと考えます。</p>	<p>建設負担金は「公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」として繰延資産として計上し、基本料金の考え方に従い20年間または事業期間終了時までのいずれ近い期間にわたって均等に償却費を計上していただく想定です。なお、取合工事後50号機の基本料金にもやむを得ず建設負担金償却費を割り振る場合には、平成29年3月までとして下さい。 上記に従って適宜、適切な科目で計上して下さい。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
記様-15							<p>脚注に1年365日で計算することとありますが、基本料金の支払利息の計算に使用するものと考えます。電力及び温水の基本料金単価の算定において費用総額を除する日数についても閏年を考慮せず、1年365日で計算するというのでしょうか。</p>	<p>下記のとおり修正いたします。 事業前半の運営開始日を含む月から10年後の金利見直しが基本料金に反映される月の前月まで、月割の基本料金が均等になるように基本料金を設定して下さい。同様にその翌月から事業終了日を含む月までも、月割の基本料金が均等になるように基本料金を設定して下さい。 なお、これにともない様式7-3の日単位及び日額で提案を求める部分は、それぞれ月及び月額と読み替え、また事業期間前半と後半で基本料金が異なることが想定されますので基本料金対象更新建設費回収期間基本料金単価(月額)を前半と後半に分けて(行を追加して)ご提案下さい。</p>
記様-16							<p>スクラップ等購入代金の市への支払は建設工事費には含めないとありますが、事業者は当該料金を工事請負業者などから回収すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
記様-17		様式7-9		4-9			<p>キャッシュインフローに「基本料金対象更新建設費元金相当額原価」という項目がありますが、様式4-7に関する質問で述べております如く、そもそも収支計上できるものではありませんので、キャッシュフローでの調整もございません。建設負担金を何らかの資産計上をご想定されているとすれば、それは「原価償却」という表現になります。</p> <p>なお、建設負担金を資産計上することが認められるという解釈だとしても、収支計算書およびキャッシュフローシートで横浜市殿がご想定のような20年間のコスト計上は不可能（せいぜい10年程度）であり、その場合、当初10年と後半10年で異なった電気料金および温水料金（トップヘビー）を採用しない限り、収支間の大幅な期ずれにより税務上の問題が生じますし、株主にとっては、当初10年間キャッシュフローに余裕があるにも拘らず、利益が出ないということで、配当が得られない（金融機関による配当制限条項に抵触する）こととなります。</p>	<p>建設負担金は「公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」として繰延資産として計上し、基本料金の考え方に従い20年間または事業期間終了時までのいずれ近い期間にわたって均等に償却費を計上していただく想定です。なお、取合工事後50号機の基本料金にもやむを得ず建設負担金償却費を割り振る場合には、平成29年3月までとして下さい。</p> <p>上記に従って適宜、適切な科目で計上してください。</p>
記様-18		様式7-9					<p>キャッシュインフロー計の欄にある「基本料金対象更新建設費元本相当額原価」は、「金利償却前税引後利益」に含まれると理解しております。「基本料金対象更新建設費元本相当額原価」の欄を削除して頂きたいとご検討願います。</p>	<p>建設負担金は「公共的施設の設置又は改良のために支出する費用」として繰延資産として計上し、基本料金の考え方に従い20年間または事業期間終了時までのいずれ近い期間にわたって均等に償却費を計上していただく想定です。なお、取合工事後50号機の基本料金にもやむを得ず建設負担金償却費を割り振る場合には、平成29年3月までとして下さい。</p> <p>上記に従って適宜、適切な科目で計上してください。</p>
記様-19		様式7-9					<p>キャッシュインフロー計算表において「エクイティIRR」の検証欄がございませんので、追加をして頂きたいとお願い致します。</p>	<p>「プロジェクトIRR」の下部に「エクイティIRR」を追加、ご記入下さい。その際、計算式もご記入下さい。</p>

	頁	章	節	項	目	他	質問・意見等	回答
記様-20							様式指定がある提案様式に関しても、各欄の幅、長さ、項目の追加など多少の様式変更や、注意書きの追加は許容いただけますでしょうか。	註記にあるように、適宜必要な項目に応じて、行及び列を追加して、ご記入下さい。